

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

邑楽町は、群馬県の東南部、利根・渡良瀬両河川にはさまれた東毛地域の中央部に位置し、平均標高は25メートルの平坦な地形を有する町である。町の面積3,111ヘクタールのうち、田畑が約半分の1,568ヘクタールを占める田園風景の広がる町で、その一方で郊外域には工業団地（6団地総面積140.2ヘクタール）も位置する工業の町でもある。観光資源としては、冬季に飛来する白鳥や自然豊かな県立多々良沼公園などが挙げられるが、地域経済循環率は110.3%であり経済的自立度が高い経済評価となっている。

本町の人口は平成27年10月1日現在で26,426人で、平成12年をピークに減少が続いており、同時に生産年齢人口も減少傾向にある。その一方で世帯数は増加傾向にあり、核家族化と高齢化が進行している。

産業別就業人口の本町の割合は、第三次産業の割合が近年増加し全体の55%で、続く第二次産業は40.2%となっている。第二次産業のうち、電気機器や輸送機器などの製造業においては、一部では回復基調が見られるものの、製造業全体では景気の低迷などにより事業所数は減少しており、また、製造品出荷額も平成23年度の3,063億円をピークに右肩下がりで、地域経済を支える中小企業の経営の安定と就労環境の向上について、関係機関と協力して支援する必要がある。

このような中、町では町内の中小企業者の経営安定と伸長を図ることを目的とした設備資金並びに運転資金の融資制度（邑楽町中小企業振興資金融資、邑楽町小口資金・特別小口資金融資）を通じて振興を後押ししているが、長期的に見ると設備資金融資の件数及び金額は年々右肩下がりになっている状況である。

（出典：DATA OF ORA 平成30年度版、RESAS）

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促進することで事業効率の適正化を図り、産業経済発展と雇用の安定化を目指す。そのため、計画期間において5件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

計画期間において、基準年度比で労働生産性が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

町内事業者の生産性向上を実現することにより、当町の産業経済発展と、雇用創出を目指す。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当町の産業は町内各地に点在しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は邑楽町内の全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。したがって、対象業種・事業は限定しない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められる者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・町税を滞納している者は認定の対象としない。
- ・先端設備等導入計画を認定した者について、進捗状況等の調査を実施する場合がある。